

## 計 画 書

### 鹿児島都市計画準防火地域の変更（鹿児島市決定）

鹿児島都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準 防 火 地 域	約 7 6 6 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

鹿児島都市計画準防火地域については、当初昭和28年に都市計画決定し、都市防災の総合的な取り組みの一環として、市街地における火災の危険を防除するための重要な役割を担っている。

これまで数回にわたり見直しを行っており、平成12年3月には全体見直しを行い、平成16年5月には第3回、平成26年6月には第4回の都市計画定期見直しや全市的な用途地域見直しによる変更等を行っている。

今回、「鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第二次かごしま都市マスタープラン」に示されるに示される土地利用方針に基づき、計画的な土地利用の誘導を図るために行われる第5回の全市的な用途地域見直しに合わせて、鴨池二丁目や永吉一丁目の一部の用途地域を商業地域（容積率400%）に変更することから、準防火地域の変更を行う。